

自家用有償旅客運送の登録の申請について

協議理由

令和 4 年度地域公共交通会議にて、本町の公共交通の課題である、早朝フェリーの送迎対応について、当初、日の出タクシーでの対応を予定していたが、具体的な勤務シフトを考えたところ、人員不足や運転手の高齢化などの問題により、早朝の時間にタクシーを運行するのは難しいとのことでした。

令和 5 年 7 月に、認可地縁団体コミュニティ喜界協議会から、自家用有償旅客運送※注 1 に申請し登録することで対応できないかのご提案を頂きました。

その後、関係者で調整し協議が調いましたので、今回の地域公共交通会議で自家用有償旅客運送の登録の申請について、委員の皆さまの承認を諮るものでございます。

なお、承認頂けましたら別紙 2 の様式第 1-5 「地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類」を申請書の添付書類として鹿児島県へ提出致します。

※注 1 バス・タクシー事業が成り立たない場合であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置をとった上で、市町村や NPO 法人等が、自家用車を用いて提供する運送サービス。

1. 申請内容

- ・別紙 1 【様式第 1-1 号】自家用有償旅客運送の登録の申請（案）のとおりに